

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 10 月 2 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国 民 年 金 関 係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900196号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900026号

第1 結論

昭和54年*月から平成14年*月までの請求期間については、当該期間のうち連続する5年間の国民年金保険料を納付した期間に訂正すること及びそれ以降の期間を国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年*月から平成14年*月まで

私は、私の母と同居していた昭和59年から平成3年までの間、自宅に来た徴収員から「今なら特例で過去5年分まで遡って、国民年金を納付できます。特例の期間があり、その期間を過ぎると5年間遡ることができなくなってしまいます。5年分納付し、免除の手続をすれば通算25年を満たすので、年金が受け取れます。そのため、特例期間内に納付しないと通算25年に満たなくなるので、納付して下さい。」と言われた。また、自宅で免除の書類を渡され、「書類を記入し、納付する時に一緒に持って来て下さい。免除の手続ができるようになる期間があり、指定された日に来て下さい。」と言われ、後日、5年分の国民年金保険料として約50万円をA出張所で支払ったにもかかわらず、昭和59年から平成3年までの期間において5年連続の納付記録がない。また、過去5年分の国民年金保険料の支払いと一緒に行った免除の手続を行った以降は、徴収員から、「一度、免除の手続をすれば、それ以降は、自動的に免除になるので、国民年金保険料を支払わなくても、通算25年になるので、支払う必要はありません。」という説明を受けているので、免除期間となるはずなのに未納となっていることに納得できない。5年分の国民年金保険料の支払い及び免除申請の手続を行った時期については、昭和59年から平成3年までの間としか記憶がなく、いつ頃に行ったかは不明であるが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親と同居していたとする昭和59年から平成3年までの間のある時点において、連続する過去5年分の国民年金保険料を遡って納付するとともに、それ以降、請求者が60歳になるまでの期間を国民年金保険料の免除期間とするために、保険料免除の申請手続を行った旨主張しているが、その時期を具体的に憶えていない上、オンライン記録において、請求者の

請求期間に係る被保険者記録は、昭和 54 年*月から同年 6 月までが納付、同年 7 月から昭和 55 年 3 月までが未納、同年 4 月から同年 9 月までが納付、同年 10 月から同年 12 月までが未納、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までが納付、同年 4 月から昭和 57 年 3 月までが未納、同年 4 月から昭和 60 年 3 月までが申請免除、同年 4 月から同年 6 月までが納付、同年 7 月から平成元年 8 月までが未納、同年 9 月が納付、同年 10 月及び同年 11 月が未納、同年 12 月が納付、平成 2 年 1 月から平成 14 年*月までが未納と記録され、請求期間には、既に国民年金保険料の納付済期間及び申請免除期間とされている期間も含まれていることから、請求者が主張する連続する 5 年分の保険料の納付期間及びそれ以降の保険料免除期間を特定することができない。

また、請求者は、請求者の母親と同居していた昭和 59 年から平成 3 年までの間に、自宅に来た徴収員から「今なら特例で過去 5 年分まで遡って、国民年金を納付できます。」と言われた旨主張しているが、昭和 59 年から平成 3 年までの間に、特例で過去 5 年分まで遡って国民年金保険料を納付できるような制度は実施されていない。

さらに、請求者は、過去 5 年分の国民年金保険料を納付するとともに、免除申請手続きを行い、それ以降の期間は、自動的に保険料免除期間になっているはずである旨主張しているが、B 県の市町村における申請免除事務については、簡素化を図るため、昭和 49 年度から年度を超える免除申請が認められているものの、限度は 3 年間である上、当該取扱いは、オンライン記録において、請求者の保険料免除期間の最終年度となっている昭和 59 年度をもって終了しており、昭和 60 年度以降、平成 13 年度までの免除申請は、年度単位で行う必要があった。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち連続する 5 年間の国民年金保険料を納付し、それ以降の期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900210号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900027号

第1 結論

昭和61年*月から平成2年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年*月から平成2年2月まで

私は、大学生の頃、実家のあるA県B市を離れC県D市や同県E市で暮らしていた。

昭和61年*月頃に私の父又は母が、当時大学生だった私を国民年金へ任意加入させる手続をB市役所で行い、請求期間の国民年金保険料を同市役所で納付してくれていたはずであるが、その納付記録がない。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和61年*月頃に、請求者の父親又は母親が、当時大学生であった請求者を国民年金へ任意加入させる手続をA県B市役所で行った旨主張しているが、戸籍の附票によると、当時、請求者の住所地はC県D市であったことが確認できることから、住民登録を行っていないB市において、請求者の国民年金の加入手続を行うことはできない。

また、請求者の主張のとおり、昭和61年*月頃に、請求者の国民年金の加入手続が行われた場合には、請求者に対して国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されることとなるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に係る国民年金番号を確認することはできず、オンライン記録によれば、平成9年1月1日に付番された基礎年金番号は、請求者が請求期間直後に加入した厚生年金保険の記号番号である。

以上のことから、請求者が国民年金に加入した形跡はなく、請求期間は、国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者の両親は、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したのは、請求者の母親である旨陳述しているが、その母親は、国民年金の加入手続時期、手続場所及び保険料の納付場所に関する記憶が明確でない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。